

# 第5 調査研究

1 「Aと畜場における豚の解体禁止措置事例についての検討」

(第34回全国食肉衛生検査所協議会中国・四国ブロック技術研修会)

(令和5年度食肉及び食鳥肉衛生研究発表会)

金子 俊朗

## Aと畜場における豚の解体禁止措置事例についての検討

愛媛県食肉衛生検査センター ○金子俊朗 余吾希望 井上有希

毛利靖<sup>1)</sup> 尾崎和子 得居格

1) 現愛媛県中予保健所

### はじめに

本県のと畜場はAと畜業者が設置、管理するAと畜場1か所であり、当センター（以下、「センター」とする）が管轄している。Aと畜場において、令和4年8月から9月にかけて膿毒症により全部廃棄処分となる豚が急増し、解体工程においてはしばしば膿瘍が破れ、と畜場内、使用器具や他の枝肉が膿汁により汚染される事態が発生した。そこで全部廃棄処分となった豚について解析を行ったところ、特定の集荷業者（以下、「B集荷業者」とする）が、複数の農場を経営する特定の法人（以下、「C法人」とする）から集荷しAと畜場に搬入した小豚において、膿毒症による全部廃棄処分が突出して多いことが判明した（表1）ので、センターにおける対応策を検討した。

表1 Aと畜場における令和4年9月の豚のと畜検査集計結果（抜粋）

	と畜頭数 (頭)	全部廃棄頭数 (頭)	内訳（頭）	
			膿毒症	膿毒症以外
全体	15,573	244	177	67
B・C関与小豚	379	175	162	13

### センターにおける対応策の検討

1) 対応策として、①生体検査時にとさつ禁止措置をとる、②解体前検査時に解体禁止措置をとる、を検討した。①はAと畜場の係留所の構造上、上部から生体検査を行うが、四肢の膿瘍が十分に確認できることから実施困難と判断した。そこで、②の対応策として、生体検査において外ぼう上明らかに膿瘍が認められる豚を複数頭確認した場合は解体前検査を強化し、その際に解体禁止措置をとることとした。まず、令和4年10月19日、Aと畜業者に対し、生体検査の結果に応じて解体前検査を強化すること及び必要な場合は解体禁止措置をとること、解体禁止措置としたと体の衛生的な搬出路の検討を行うことを文書通知した。また、C法人を含む農場の経営指導等を行っているD企業に対し、C法人への適正飼養の指導を依頼した。それと同時に、センターでは当該措置を行うために必要なマニュアルを整備した。

2) センターからの通知を受けAと畜場業者が対応を検討したところ、と室からと体を搬出するには解体処理室内を通り抜けて搬出せざるをえず、衛生的に搬出を行うことは困難であった。そこで、Aと畜業者はB集荷業者に対し、外ぼうで異常が明らかな小豚の搬入をしないよう依頼したが、B集荷業者に断られた。そのため、令和4年10月27日、A

と畜業者からの依頼によりセンターのと畜検査員が同行し、C法人に外ぼうで膿瘍形成がわかる小豚をB集荷業者に供給しないよう対面で申し入れを行い、C法人の理解を得ることができた。

### 解体前検査の強化及び解体禁止措置の実施

申し入れ以降、外ぼうで膿瘍形成がわかる小豚の搬入は激減したが、令和4年12月9日、B集荷業者が搬入したC法人農場由来の小豚24頭において、生体検査時に外ぼう上明らかに膿瘍が認められる豚を複数頭確認したことから、解体前検査を強化して行い、解体禁止措置をとった。

結果は、解体前検査で13頭が膿毒症による解体禁止措置、解体後検査で5頭が膿毒症、1頭が敗血症による全部廃棄となり、合格は24頭中5頭であった。

なお、解体禁止措置の判定基準は、新・食肉衛生検査マニュアルの膿毒症、生体検査の判定基準〔1〕である「外部より高度な化膿巣または膿瘍が認められ、かつ全身症状を伴うもの」を基に、「明確な膿瘍又は重度の尾咬症を認め、発育不良を伴うもの」とした。

判定方法は、と畜検査員を放血後の豚の頭側、尾側に1名ずつ配置し、2名が同時に1頭の目視検査を行い、判定した。判定後、頭側に立つ検査員がと畜場従事者に合否を伝え、尾側に立つ検査員が記録表に合否、膿瘍の部位及び大きさを記録した。解体禁止とした豚は、と畜場従事者が廃棄用コンテナに入れ、すべての豚のと畜解体処理が終了した後に搬出した。

### 解体禁止措置の評価及び考察

センターにおいて初めての膿毒症による解体禁止措置をとった例となったが、多くのと畜検査員からは、施設の衛生向上、他の枝肉の汚染防止ができ、作業効率の向上により負担は軽減したと高評価であった。しかし、Aと畜場従事者においては、膿汁が漏出せず衛生的で良かった、と体の搬出が大変だったという両面の意見があった。

解体前検査は、と畜検査員2名では効率的な実施が困難であったこと、解体禁止とした豚を明らかにするための目印の設定が必要であったことなど、改善すべき点があった。

本事例以降、解体禁止措置が必要となる事態は発生していないこと、Aと畜場における全部廃棄処分の豚の割合は減少傾向になったことから（図1）、解体禁止措置は、外ぼう上問題がある豚の搬入に対し、一定の抑止的な効果があったと思われた。厚生労働省が公開している食肉検査等情報還元調査を基に算出すると、本県はここ数年、豚の全部廃棄率（豚全部廃棄頭数／豚と畜頭数）が全国ワースト1位であったが、令和5年度上半期においては大幅に全部廃棄率が低下している（表2）。今後も食品衛生上の危害発生を防止するため及びと畜場施設の衛生状態を適切に維持するため、同様事例が発生しないよう、引き続き監視指導を行いたい。

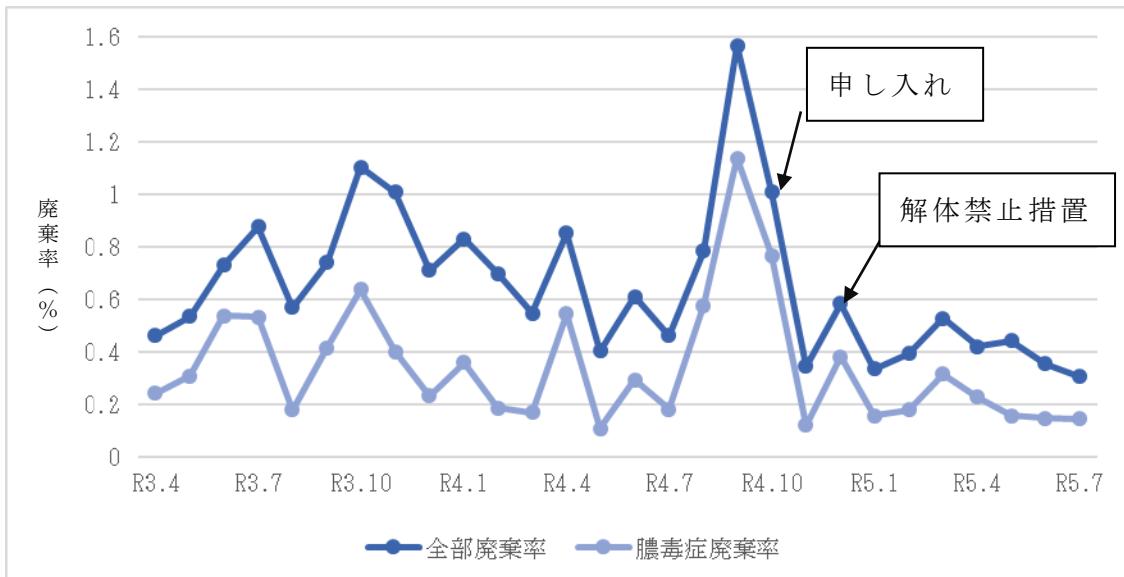


図 1 A と畜場における月別の豚の全部廃棄率と臓毒症による廃棄率

表 2 愛媛県における年度別の豚のと畜検査と全部廃棄の状況

年度	と畜頭数 (頭)	全部廃棄頭数 (頭)	全部廃棄率 (%)	他都道府県 との比較
令和元年度	184,093	1,220	0.66	ワースト1位
令和2年度	179,104	1,159	0.65	ワースト1位
令和3年度	182,975	1,344	0.73	ワースト1位
令和4年度	177,102	1,173	0.66	ワースト1位
令和5年度 (4月～9月)	81,695	296	0.36	

[1] 全国食肉衛生検査所協議会・編：新・食肉衛生検査マニュアル，261-264（2011）